

納期内納付と滞納

市税は、納税者の皆様が定められた期限(納期限)までに、自主的に納めていただくものです。このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来のありかたです。

市税の滞納

納期限までに納めないことを滞納といいます。滞納になれば督促状や催告書が送られてきたり、財産の差押え等が行われる場合があります。また、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納めなくてはなりません。

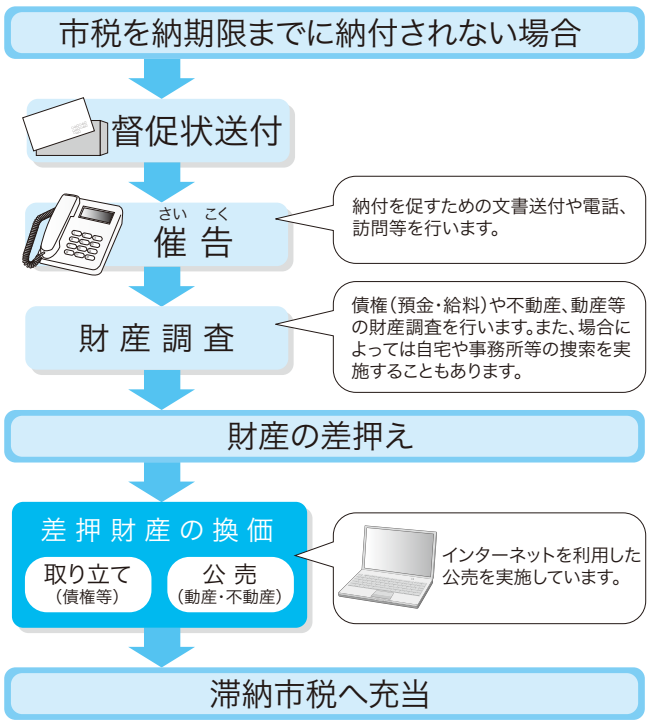
【延滞金の割合(令和4年1月1日以降)】

納期限の翌日から1か月間	年2.4%	※割合は年によって異なる
納期限の翌日から1か月经過後	年8.7%	

滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するため、やむを得ずその方の財産(給与、預金、不動産、動産など)を差し押さえることとなります。

また、差押えられた後も特別の理由もなく滞納を続けられますと、財産を公売(取り立て)し、市税に充当することとなります。



※一般的な滞納処分の流れを図示しているもので、個々のケースにより異なる場合があります。

● 納税の猶予と納税相談

特別な事情があり、納期限までに納付が困難な方は、次のページの納税の猶予制度を受けられる場合があります。詳しくは、区役所納税課、または特別滞納整理課(P97~98)にご相談ください。

● 福岡市納税お知らせセンター

納期限を過ぎても市税の納付が確認できない方へ、オペレーターが電話や携帯電話のSMS(ショートメールサービス)で未納のお知らせや口座振替の加入の案内などを行っています。土曜・日曜・祝日や夜間(19時まで)に電話等を行う場合があります。なお、納付すべき市税を特定の口座に振り込むようお願いすることはありません。

インターネットによる公売の入札

市税の滞納処分により差し押さえた財産について、KSI官公庁オークションを利用したインターネット公売を年に数回実施しています。インターネットを利用できる方であれば、原則としてどなたでも参加できます。

なお、実施日時につきましては、福岡市ホームページ等で事前にお知らせします。

● 市税滞納処分による公売
詳しくは福岡市ホームページから検索してください。

福岡市 インターネット公売